

産業建設常任委員会審査日程

日 時 平成27年6月15日(月)
午前10時～
場 所 第1委員会室

審査内容

1. 議案第63号 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について(水道局)
2. 所管事務調査 水道事業広域化について(水道局)
3. 議案第53号 平成27年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算(第1回)について(下水道課)
4. 議案第54号 平成27年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について(下水道課)
5. 議案第61号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について(都市計画課)
6. 議案第60号 山陽小野田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について(都市計画課)
7. 議案第59号 山陽小野田市中心企業振興基本条例の制定について(商工労働課)
8. 陳情・要望について
9. 閉会中の継続調査事項について

宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会 第1回会議

開催日時：平成27年（2015年）6月3日（水）14:00～

開催場所：宇部市上下水道局 第5会議室

○挨拶

宇部市上下水道事業管理者 上下水道局長 和田誠一郎

山陽小野田市水道事業管理者 水道局長 岩佐謙三

≪会議次第≫

1 開会

2 報告事項

(1) 検討委員会設置までの経緯 … 資料1

(2) 水道事業広域化研究会の報告(概要) … 別紙概要説明書

3 審議事項

(1) 委員構成

検討体制…資料2

(2) 検討事項の確認

検討資料…資料3

(3) 検討スケジュール

検討委員会スケジュール…資料4

(4) その他の審議事項（非公開）

基本計画策定業務の委託について

宇部市と山陽小野田市の水道事業広域化に係るこれまでの協議等の経緯

宇部市と山陽小野田市は、両市の水道事業の広域化について具体的な検討を進めるため、平成27年度に検討委員会等を立ち上げることにしている。これまでの協議等の経緯は、以下のとおりです。

平成25年(2013年)4月

両市の水道事業について、将来的な広域化を視野に入れて調査研究することで両市の水道事業管理者の意向が一致した。

平成25年(2013年)7月31日

両市の水道事業職員各4名で構成する水道事業広域化研究会を設置する。

平成26年(2014年)7月

水道事業広域化研究会から「水道事業広域化研究会報告書(最終報告)」が両市の管理者に提出される。

平成26年(2014年)10月2日

水道事業広域化研究会による報告会を開催する。

報告会出席者：研究会の委員、管理者以下課長補佐職以上の管理職

平成27年(2015年)2月26日

両市の市長による意見交換により水道事業広域化の方針で意見が一致

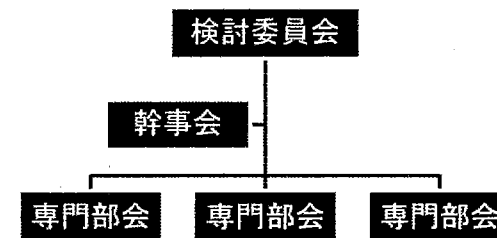
平成27年(2015年)4月23日

宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会設置準備会開催

宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討体制

名称	所掌事項	委員	
		宇部市	山陽小野田市
検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業広域化に関する基本的事項 水道事業広域化に伴う課題に関する事項 専門部会に関する事項 その他水道事業広域化に関し必要な事項 	管理者 副局長 次長 次長 次長 水道技術管理者 総務課長 上水道整備課長 浄水課長	管理者 次長 水道技術管理者 業務課長 浄水課長
幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 検討委員会会議の議案調整 検討委員会運営の総合調整 専門部会間の調整 	水道技術管理者 総務課長 営業課長補佐 上水道整備課長 浄水課長	次長兼総務課長 水道技術管理者兼工務課長 業務課長 浄水課長
専門部会	水道事業広域化基本計画作成専門部会 <ul style="list-style-type: none"> 委託内容の協議 委託仕様書の作成 請負業者との協議 計画案の作成 	浄水課長 上水道整備課長 総務課長補佐 上水道整備課配水3係長 浄水課施設係長 総務課総務企画係主査 営業課調定係長	次長兼総務課長 浄水課長 工務課課長補佐 総務課長補佐 浄水課主任

【検討体制の関係図】



宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会
検討事項について

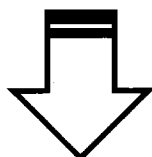
◎宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会 所掌事務

- (1) 水道事業広域化に関する基本事項
- (2) 水道事業広域化に伴う課題に関する事項
- (3) 専門部会に関する事項
- (4) その他水道事業広域化に関し必要な事項

[具体的な検討事項]

検討事項（準備会）

- ① 水道事業広域化の形態と広域化実施までのスケジュール
- ② 浄水場の再配置計画の策定
- ③ 財政計画の策定
- ④ 水道事業広域化の効果



検討事項（検討委員会）

- ① 水道事業広域化の形態
- ② 浄水場等施設整備計画と財政計画
- ③ 広域化実施までのスケジュール
- ④ 水道事業広域化の効果

宇部市・山陽小野田市 水道事業広域化研究会

研究会活動期間
平成25年7月31日～平成26年7月31日

水道事業者が直面する課題等

■ 水道の特性

水道水は、それぞれの地域でつくり、その地域で利用される地域性の強いもので、**域産域消**と言われ、水道は、その地域で支える重要な生活インフラである。

■ 水道の現状

人口減少、節水型社会への移行等により

水道使用量の減少＝料金収入の減少

という構図が続いている。

■ 水道の課題

水道事業者は、将来にわたり**持続可能な水道インフラ**を再構築していくことが強く求められている。

水道インフラを再構築する

- 再構築の手法として、水道広域化を検討すべきという両市の考えが一致し、**水道事業広域化研究会**を設置した。
- 両市は、隣接市というだけでなく、同一の**厚東川**が主な水源であり、この地域特性に着目した。
- 平成25年7月31日
 - ・水道事業の広域化の研究に関する覚書を締結
 - ・中堅職員による水道事業広域化研究会を設置
- 平成26年7月31日
 - ・水道事業広域化研究会報告書を作成

水道事業広域化研究会の概要

- 研究会の役割
 - ・両市の現状把握と評価分析
 - ・将来的な広域化のあり方の研究
- 研究会の構成
 - ・両市それぞれ4名ずつ、計8名
 - ・総務、営業・業務、工務、浄水の職員、両市1名ずつ
- 研究会の活動
 - ・研究会開催：10回
 - ・他都市調査：2都市
 - ・水道事業セミナー(官民連携・広域化)参加：1回

水道事業広域化研究会の研究内容①-1

■ 両市の現状把握と評価分析

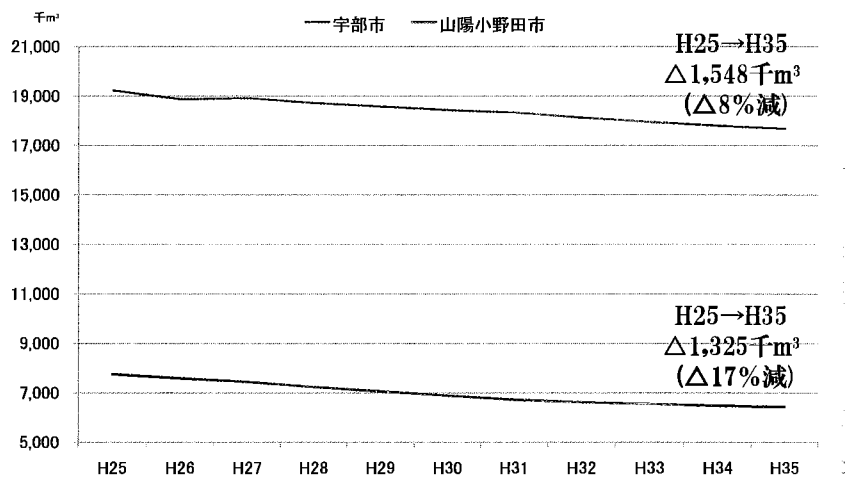
平成26年度末現在

項目	宇部市	山陽小野田市	備考
行政区域内人口(A)	169,821人	64,433人	減少傾向 ☆
現在給水人口(B)	168,687人	63,978人	減少傾向 ☆
普及率(B/A)	99.3%	99.3%	
配水能力(C)	120,000m ³ /日	48,290m ³ /日	
一日最大配水量(D)	63,420m ³	30,220m ³	減少傾向 ☆
最大稼働率(D/C)	52.85%	62.6%	減少傾向 ☆
水道料金(税込) (家庭用10m ³ /月)	1,220円	1,555円	
(家庭用20m ³ /月)	3,034円	2,851円	

水道事業広域化研究会の研究内容①-2

■ 有収水量の予測

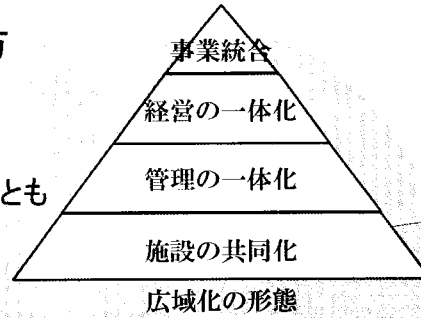
水道料金では
約2億円以上減収



水道事業広域化研究会の研究内容②

■ 将来的な広域化のあり方

- ① 広域化の形態により
事務手続が異なる。
- ② 広域化の最終形態を待たずとも
業務の共同化はできる。
- ③ 広域化は一日にしてならず。
短期・中期・長期でロードマップを作成する。
- ④ 広域化の最大のメリットは浄水場の統廃合である。
- ⑤ 業務の共同化＝お客様サービス向上、業務の効率化



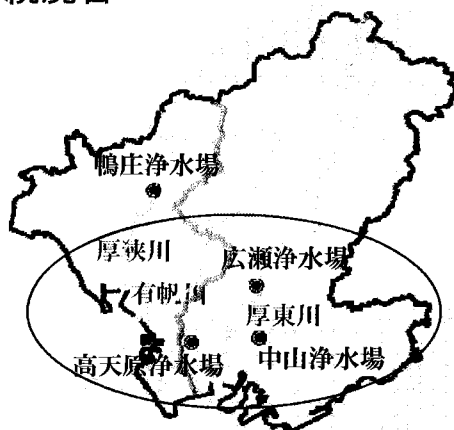
水道事業広域化研究会の研究結果①

■ 浄水場の統廃合



水道事業広域化研究会の研究結果①

■ 浄水場の統廃合



浄水場の適正配置・最適な箇所数、連絡管の布設、財源の確保

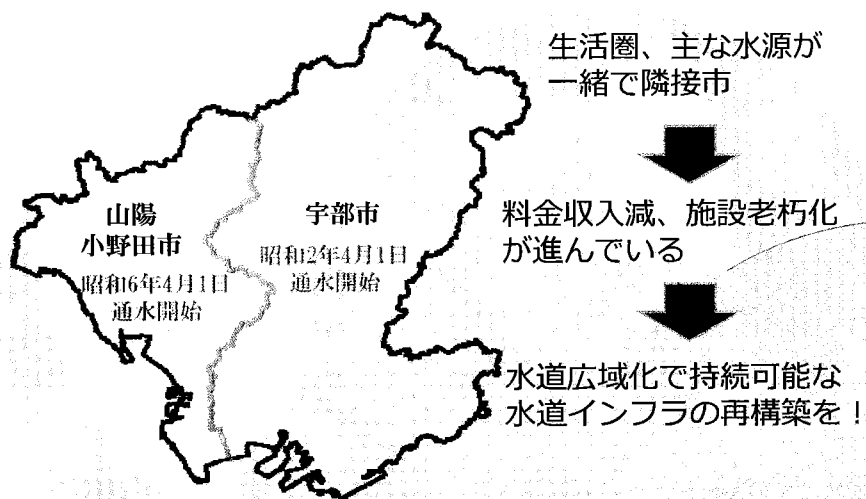
水道事業広域化研究会の研究結果②

■ 業務の共同化

- ① 水質検査体制の共同化
- ② 給水装置関連業務の共同化
- ③ 人材育成の共同化
- ④ 管路管理体制の共同化
- ⑤ 業務システムの共同化
- ⑥ 調定収納業務の共同化

お客様サービス向上、業務の効率化、技術・事務継承、資産の有効活用、経費削減、関連業者への対応向上等

水道事業広域化研究会からの提言



水道事業広域化研究会の報告内容をもとに

水道事業広域化検討委員会において

- 水道事業広域化に関する基本的事項
- 水道事業広域化に伴う課題に関する事項

を協議していく。

■ 修正申告について

(下水道事業特別会計)

(単位:円)

決算年度	申告年度	修正申告額	当初申告額	当初申告との差額	延滞税(予定額)
23	24	12,492,000	1,411,200	11,080,800	477,000
24	25	15,181,500	123,100	15,058,400	490,000
25	26	15,287,800	1,700,700	13,587,100	298,000
合 計		42,961,300	3,235,000	39,726,300	1,265,000

(農業集落排水事業特別会計)

(単位:円)

決算年度	申告年度	修正申告額	当初申告額	当初申告との差額	延滞税(予定額)
23	24	892,600	677,700	214,900	11,000
24	25	871,700	615,300	256,400	10,000
25	26	810,000	505,500	304,500	10,000
合 計		2,574,300	1,798,500	775,800	31,000

■ 今後の納付について

(下水道事業特別会計)

(単位:円)

決算年度	申告年度	概算申告額	当初予算額	当初予算額との差額	備考
26	27	27,000,000	1,740,000	25,260,000	
27	28	13,500,000	860,000	12,640,000	(中間納付)
合計		40,500,000	2,600,000	37,900,000	

(農業集落排水事業特別会計)

(単位:円)

決算年度	申告年度	概算申告額	当初予算額	当初予算額との差額	備考
26	27	1,500,000	500,000	1,000,000	
27	28	750,000	250,000	500,000	(中間納付)
合計		2,250,000	750,000	1,500,000	

資料2-1

主 な 収 入	
下 水 道 使 用 料	
補 助 金 (国)	
起	債
一 般 会 計 繰 入 金	



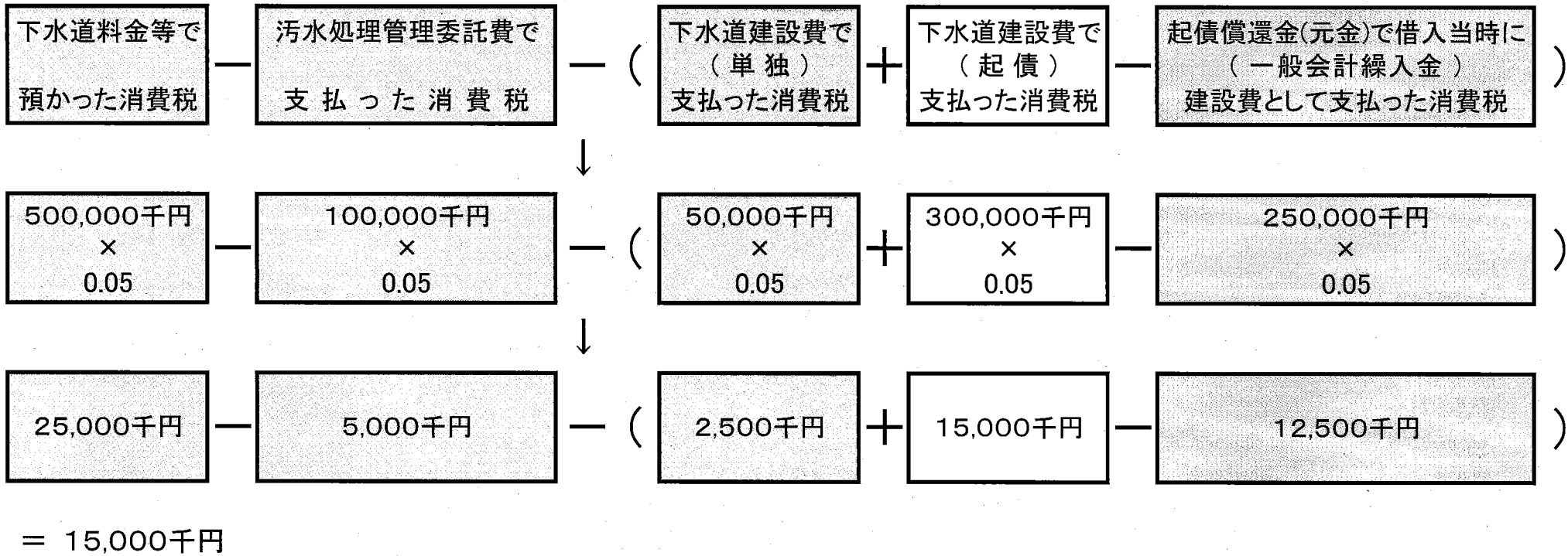
主 な 支 出	
汚 水 処 理 管 理 委 託 費	
雨 水 処 理 管 理 委 託 費	
下 水 道 建 設 費	
人	件 費
起 債 償 還 金 (元 金)	
起 債 償 還 金 (利 子)	

消 費 税 納 税 額

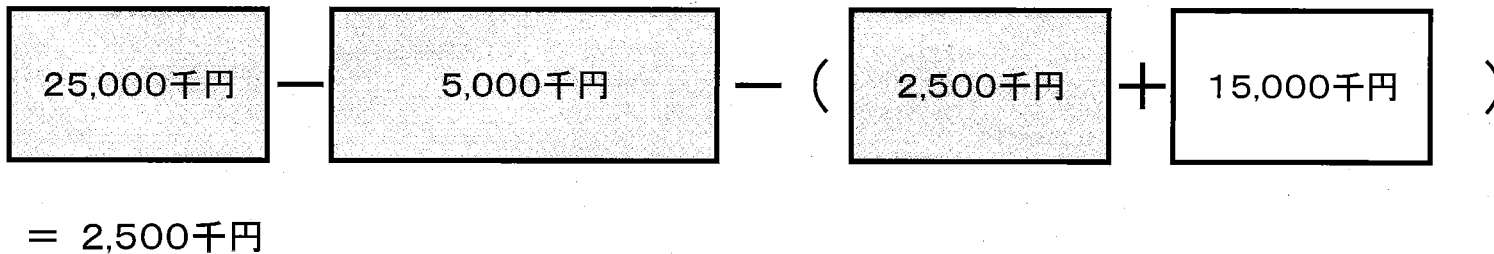
$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{下水道料金等で}} \\
 \boxed{\text{預かった消費税}}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \boxed{\text{汚水処理管理委託費で}} \\
 \boxed{\text{支払った消費税}}
 \end{array}
 -
 \left(
 \begin{array}{c}
 \boxed{\text{下水道建設費で}} \\
 \boxed{\text{(単独)}} \\
 \boxed{\text{支払った消費税}}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \boxed{\text{下水道建設費で}} \\
 \boxed{\text{(起債)}} \\
 \boxed{\text{支払った消費税}}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \boxed{\text{起債償還金(元金)で借入当時に}} \\
 \boxed{\text{(一般会計繰入金)}} \\
 \boxed{\text{建設費として支払った消費税}}
 \end{array}
 \right)$$

※ 起債は、償還時にどの財源（下水道使用料収入 or 繰入金等）が充てられるかわからないため、いったん（借入時）は、納税額から控除されるが、償還時に一般会計繰入金で充てたものは、控除額から差し引かれることとなる。

消費税納税額(例)



消費税納税額(違算)



■ 「移転」の規定の見直し

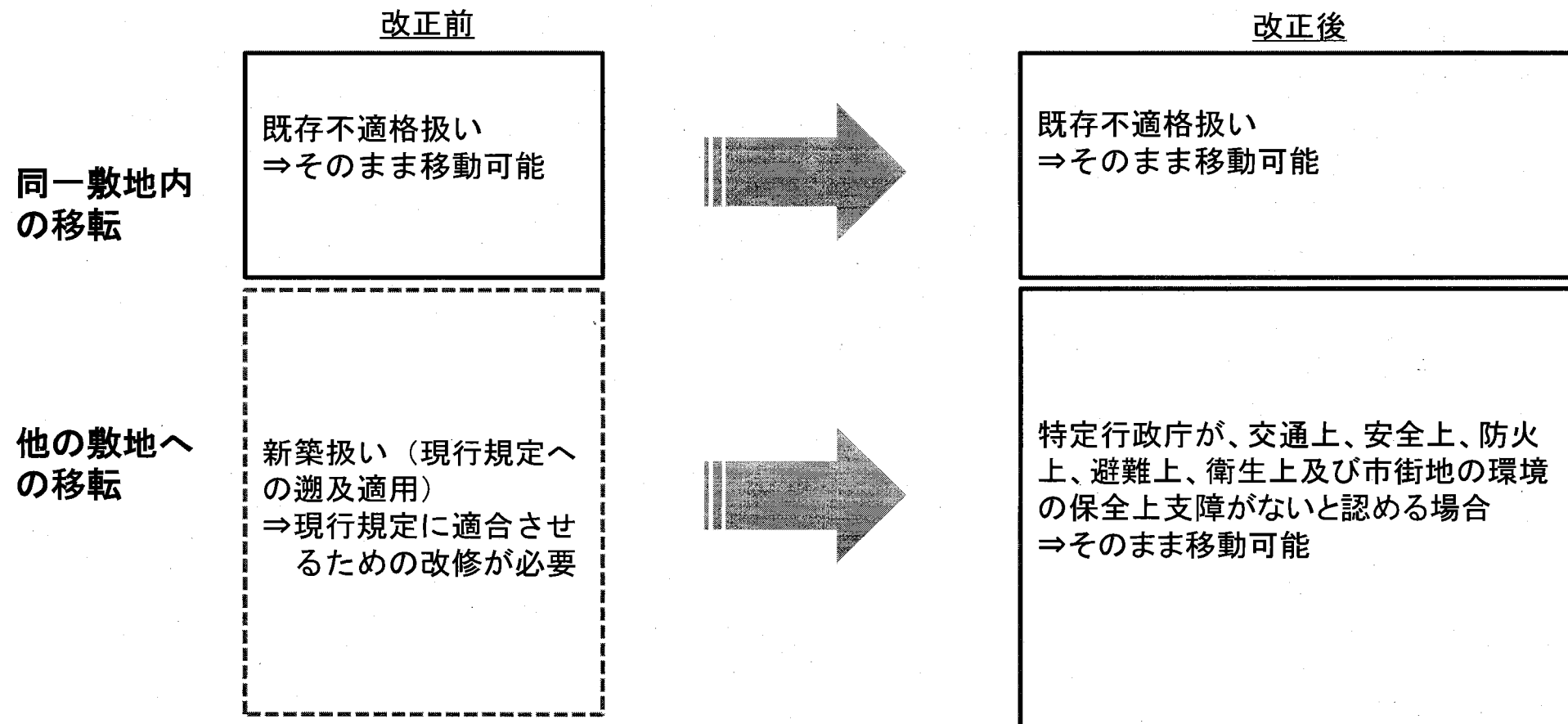
施行日：平成27年6月1日

【改正内容】《法第3条、法第86条の7》

法第3条第3項第3号に移転を加え、移転した場合に、現行基準に遡及適用されるよう改正する。

その上で、法第86条の7第4項を追加し、政令で定める範囲内で、敷地外への移転も含め既存建築物に対する制限の緩和を行えるよう改正する。

＜政令で定める基準のイメージ＞



山陽小野田市中小企業振興基本条例の概要について

1 条例制定に向けた背景

本市の発展は、市内の大多数を占める中小企業が市の産業・経済基盤を支え、地域の活性化や雇用創出等に貢献し、重要な役割を担ってきました。

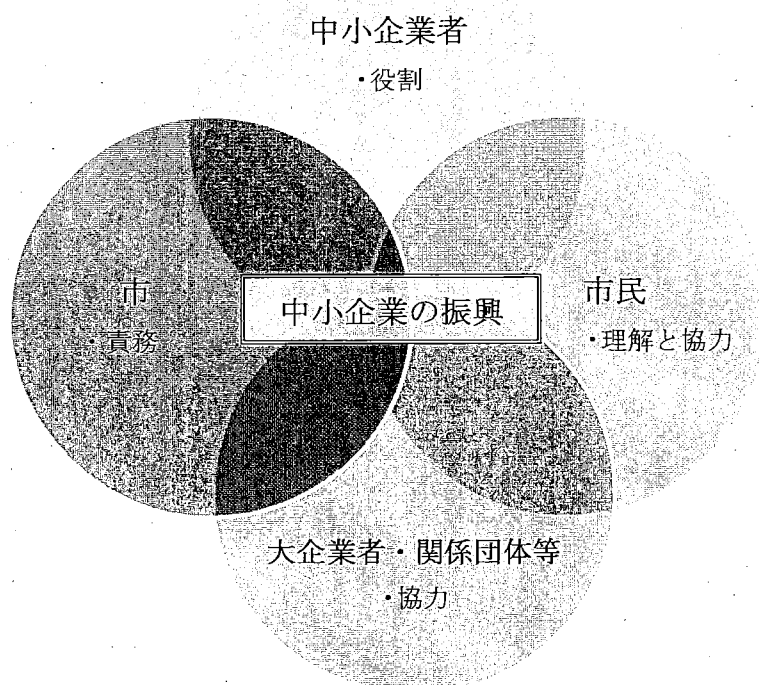
近年の経済情勢は、回復傾向にあるものの、地域経済を取り巻く環境は厳しく、とりわけ中小企業は、企業間競争の激化、デフレ等、厳しさを増しております。

このような状況の中、全市を挙げて中小企業の振興を図るため、本条例を制定するものです。

2 条例の概要

本市中小企業の振興についての基本理念等を定め、市、中小企業者、大企業者、関係団体等及び市民の役割や協力等を明示し、中小企業の振興の基本となる条例です。

3 本市中小企業の振興の推進体制



山陽小野田市中小企業振興基本条例

本市は、明治時代から石炭産業、窯業等で栄えるとともに、明治14年に日本で初めての民間セメント製造会社が設立されて以降、大正時代に掛けて医薬製品、化学製品等の工場が早くから立地する等、古くから工業都市として発展してきましたが、昭和30年代のエネルギー革命等により、炭鉱の閉山及び窯業の廃業が相次ぎ、本市の産業及び経済が衰退し、また、人口が減少し、一時期市勢が衰退しました。

こうした中、先人たちのたゆまぬ努力の積み重ねにより、企業誘致をはじめ、企業努力、市民の協力等により産業構造の転換を図り、復興しました。

現在では、石油、化学、鉄鋼、金属、機械、医薬等の製造業を中心としたさまざまな事業所の生産活動や事業活動等により、工業都市として大きく成長してきました。

このような成長過程においては、市内の事業所のうち大多数を占める中小企業の役割は大きく、中小企業は、市の経済基盤を支え、多様な人材の育成、多くの雇用創出等の重要な役割を担っています。

しかしながら、近年は、産業の高度化、市場ニーズの多様化、企業間競争の激化、個人消費の低迷、デフレ及び少子高齢化による人口減少等により、中小企業を取り巻く環境は、厳しさを増しております。

本市が更に活力ある発展をするためには、中小企業の発展や活性化は、欠くことができないものであり、中小企業の振興は、本市経済の発展に大きく関わり、ひいては市民生活の向上につながるものです。

中小企業が本市経済の重要な担い手であることをここに改めて認識し、中小企業の振興は、市、中小企業者、大企業者、関係機関等及び市民が一体となって図っていく必要があるため、この条例を制定するものです。

【解説】

前文は、山陽小野田市の産業の歴史や特色、条例制定の背景や趣旨について、記述しています。

(参考)

山陽小野田市の製造品出荷額等は、8,779億9,009万円で山口県内第3位です。

※平成25年12月31日現在。

※経済産業省「平成25年工業統計調査」速報値。

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興についての基本理念を定め、市の責務、中小企業者の役割、大企業者、関係機関等及び市民の協力等を明示するとともに、中小企業振興の基本となる施策を定めることにより、中小企業者の発展を支援し、もって本市経済の発展及び市民の生活向上に寄与することを目的とする。

【解説】

ここでは、本条例の制定目的を示しています。

本条例は、本市の中小企業の振興に関する基本的な方向性を示す、いわゆる理念条例とするもので、中小企業の振興については、市の責務、中小企業者の役割、大企業や関係団体等の協力、市民の理解と協力を明確化しながら、相互が一体となって推進し、もって本市経済の発展及び市民の生活向上に寄与することを目的としています。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち法第2条第5項に規定するものをいう。

(3) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(4) 関係団体等 商工会議所、商店街振興組合、金融機関、学術研究機関等の団体をいう。

【解説】

条例で使用する用語について定義しています。

(1) 中小企業者 (2) 小規模企業者の定義は、中小企業基本法に定められたものを
いいます。

(参考) 中小企業基本法

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うこ

とにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

(4)関係団体等の中の、金融機関とは、銀行や信用金庫、信用組合等を、学術研究機関等とは、山口東京理科大学等の大学や工業高等専門学校、山口県産業技術センター等を包含しています。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 中小企業者の創意工夫及び自主的な経営向上の努力を促進すること。
- (2) 中小企業者が経済的社会的環境の変化に円滑な適応を図ることができるよう対応すること。
- (3) 市、中小企業者、大企業者、関係団体等及び市民の相互の協力が行われること。

【解説】

本条例第1条の目的を達成するため、中小企業の振興に関する基本的な考え方を示しています。

(1) は、中小企業の振興は、中小企業者自らが新商品の開発や新しいサービス等を提供することが、事業活動の活性化や新たな雇用創出につながることから、既存の経営に囚われない経営革新や経営改善が重要であることを示しています。

(2) は、地域間や国際間競争の激化、経済環境や社会環境の変化等、中小企業を取り巻く経営環境は常に変わることから、このような変化に対して中小

企業者が対応できる支援が必要であることを示しています。

(3) は、中小企業の振興は、市の支援や中小企業者のみの経営努力だけでなく、大企業者や関係団体等、市民が相互に協力する必要があることを示しています。

(基本方針)

第4条 市は、中小企業の振興について、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び技術開発を支援すること。
- (2) 中小企業者の経営基盤の強化及び資金調達の円滑化を支援すること。
- (3) 中小企業者の人材育成、雇用の安定及び確保並びに従事者の福祉の充実に支援すること。
- (4) 中小企業者の受注機会及び販路の拡大を支援すること。
- (5) 起業、後継者育成等を支援すること。
- (6) 小規模企業者の経営状況等に応じた支援をすること。
- (7) 中小企業者相互間の連携並びに中小企業者と大企業者、関係団体等及び市民との間の連携及び協力を促進すること。

【解説】

本条例第3条の基本理念に基づき、中小企業の振興のために、市が実施する施策の基本的な方向性を示しています。

(1) の「経営の革新」や「技術開発」については、関係機関と連携を図り、中小企業者自らが新商品開発や新サービス提供等に取り組めるよう支援をします。

(2) の「経営基盤の強化」等については、市の制度融資の見直しや拡充等を行い、支援をします。

(3) の「人材育成」や「雇用の確保」については、中小企業を支えるものは「人」であることを再認識し、人材育成や雇用環境の安定のために、関係機関と連携し、支援をします。また、従事者福祉の充実や向上が図れるよう支援

をします。

(4)の「中小企業者の受注機会・販路拡大」については、中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争に配慮しながら事業拡大を支援します。

商工業者のみならず、地域資源を活用した農林水産業を担う中小企業の振興を図るため、ブランド化や販路の拡大等の支援に努めます。また、観光産業を担う中小企業の振興を図るため、本市観光情報の発信強化や名産品推奨等に努め観光事業の推進を図ります。

(5)の「起業や後継者育成等」については、円滑に起業することができるよう、また、人材育成が図れるよう、関係機関と連携を図りながら支援をします。

(6)の「小規模企業者」への支援については、中小企業者のうち大部分を占める小規模企業者の活性化のため、関係機関と連携を図り、経営規模等に応じた支援をします。

(7)の「中小企業者相互間の連携」や「中小企業、大企業者や関係団体等、市民との連携等」については、相互の連携体制の構築に努めます。

また、山口東京理科大学等の学術研究機関との連携を図り、産学官の連携による新商品や新技術等の研究開発を支援します。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念及び前条の基本方針に基づき、中小企業の振興施策を総合的に行うものとする。

2 前項に規定する施策の推進に当たっては、中小企業の振興に関する推進計画を策定し、中小企業者、大企業者、関係団体等及び市民と協力して、効果的な施策の実施に努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興ための市の責務を示しています。

1項は、中小企業の振興を図るため、第3条の基本理念及び前条の基本方針にのっとり、市として地域特性に適した中小企業の振興を総合的に行なうこと

を明記しています。

2項は、中小企業振興推進計画の策定を行い、施策の内容を明確化するとともに、推進に当たっては、市、中小企業者、大企業者、関係団体等、市民と協力することが重要であることから、相互の連携・協力を図りながら、効果的な施策の実施に努めることを明記しています。

この、推進計画の策定に当たっては、中小企業振興協議会（仮称）を設置し、必要な調査や研究、検証を行いその実施状況を公表します。

（中小企業者の役割）

第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に適応し、事業を発展させるために、自主的に経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、労働環境の整備、雇用の維持及び創出、人材の育成、従事者の福利厚生の実等等に努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進していくための中小企業者の役割を示しています。

1項は、中小企業者が自主的に「経営革新や経営基盤の強化」に努力することが必要であることを示しています。

2項は、中小企業者は、本市及び地域経済の重要な役割を担っていることから、継続して働くことのできる労働や職場環境の整備、人材育成、従事者に対する福利厚生の実等等に努めることが必要であることを示しています。

3項は、中小企業者は、地域社会の構成員であることを認識し、事業経営や経済活動だけでなく、地域活動やまちづくり等に貢献するよう努めるとともに、

経済や社会環境への配慮、市民に安全で安心な商品やサービスの提供等を行い、市民生活の向上に貢献する必要性を示しています。

(大企業者及び関係団体等の協力)

第7条 大企業者及び関係団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進するためには、大企業者や関係団体等の協力が必要であることを示しています。

大企業者は、地域経済や中小企業に大きな影響力を有するとともに、中小企業者の協力等により事業活動が維持できているものと考え、中小企業者等との連携や協力を努めることを示しています。

また、商工会議所等の商工団体は、中小企業者の事業活動や経営の相談、指導、融資の紹介等を、金融機関は経営の相談、融資の円滑化等を、学術研究機関等は、新商品や新技術開発等の支援や研究開発等の協力をそれぞれ努めることを示しています。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、中小企業の振興が市の経済発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の健全な成長及び発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、中小企業者の商品、製品、サービス等を利用するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進するためには、市民の理解と協力が必要であることを示しています。

1 項は、中小企業は、本市の経済発展や市民生活の向上に重要な役割を果た

しており、このことについて、市民の理解が深まることで、本市の更なる発展につながるものとの考えを示しています。このため、中小企業者等と市民の交流及び連携を促進するよう努めます。

2 項は、市民の協力を得ながら、市内の中小企業者の商品やサービス等の地元利用、地産地消を促進することを示しています。

なお、市民に対して協力を義務付けるものではなく、自主的な協力を期待するものです。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条例の施行に係る規則等の必要な事項は、市長が別に定めることとしています。

附 則

この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

平成27年第2回（6月）山陽小野田市議会定例会

陳情・要望書配布表

受 理 年 月 日	件 名	要望の主旨	要望者の住所及び氏名	調査委員会
平成27年 2月20日	住宅リフォーム助成制度の 継続を求める要請書	別添陳情・要望 書写しのとおり	山口市維新公園2丁目1-10 山口県建設労働組合（建設山口） 執行委員長 山本 克巳 小野田支部長 福田 康治	産業建設常任委員会

議長が受理した陳情・要望書の写しを配布します。

平成27年2月20日

山陽小野田市議会議長 尾山 信義 様

要請者 山口市維新公園2丁目1-10

山口県建設労働組合(建設山口)

執行委員長 山本 克巳 印

小野田支部長 福田 康治 印

住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書

地域経済の慢性的低迷に回復の兆しが見えない今日、地域経済の活性化は喫緊の課題といえます。このような状況の下、地域産業全体の活性化に即効性を持ち、地域循環型の経済効果として大きな効力を発揮する「住宅リフォーム助成制度」が全国の自治体で大きく広がりつつあります。

建設産業は雇用創出効果も高く、また、建築・修繕などの工事に伴い家具・備品の購入にもつながるなど、他産業を含めて裾野の広い経済効果が見込める分野です。特に、地元の建設業者を活用することで、その効果は直接的に地域経済につながってきます。

また、住宅リフォームの推進は、地域経済の活性化に大きくつながるだけでなく、既存住宅の耐震性・耐久性の向上につながり、市民の安全・安心な生活を営む上で、住環境の質の向上も図ることにもつながります。更に、省エネ・省CO₂対策としての効果も期待できます。

山口県内では、13市6町のうち、平成26年度(10月現在)、8市2町が制度を創設しました。

貴市におかれましては、平成21年度から継続して制度を創設頂き、地域住民の住宅の質の向上につながるとともに、地元建設業者を活用することで地域経済にも大きな効力を発揮したものと思われまます。

つきましては、今後も市民の住環境の質の向上と地域経済を活性化させるため、下記の項目について実現されますよう、要請いたします。

記

- 平成27年度以降も地元の建設業者を活用した「住宅リフォーム助成制度」を継続してください。



平成27年第2回(6月)山陽小野田市議会定例会

陳情・要望書配布表

受 理 年 月 日	件 名	要望の主旨	要望者の住所及び氏名	調査委員会
平成27年 2月20日	建設産業に働きやすい環境 づくりを求める要請書	別添陳情・要望 書写しのとおり	山口県建設労働組合(建設山口) 執行委員長 山本 克巳 小野田支部長 福田 康治	産業建設常任委員会

議長が受理した陳情・要望書の写しを配布します。

平成27年 2月20日

山陽小野田市議会議長 尾山 信義 様

建設産業に働きやすい環境づくりを求める要請書

山口県建設労働組合 (建設山口)
執行委員長 山本 克巳

小野田支部長 福田 康治

現在、建設産業は大きな危機に陥っております。その危機とは、建設生産をおこなう技能労働者がいなくなっていることです。低い賃金、劣悪な労働条件のために、将来の生活不安から働き盛りの世代が次々と離職するばかりでなく、若い技能労働者の離職が相次ぎ、さらに最大の問題は、若者の入職が激減していることです。

こうした危機的状況に対して、国交省や日建連などでは、技能労働者の賃金引き上げと社会保険加入を促進し、若年建設技能労働者の育成に取り組んでいます。しかし、長く続いた建設投資の減少と公共工事設計労務単価の減少により、適正な賃金、適正な工期、適正な労働環境が作られているとは言えず、若年技能労働者に魅力があるとは言えない状態が続いています。

私たち建設労働組合は、建設労働者の立場から、若年技能労働者が働きやすい環境づくり、適正な賃金の確保、技術・技能の継承の取り組みを進めており、以下の項目について実現されるよう要望いたします。

記

1. 公共工事設計労務単価が引き上げられたことに対応し、建設労働者の賃金と下請事業主の契約単価を引き上げてください。
2. 若年者の建設業へ入職促進と育成のために法定福利費を下請事業主と建設労働者に支給してください。
3. 安全経費の支給と適正な工期を確保してください。
4. 公契約条例の制定により事業者間の公正な規整で、就労者の賃金下限額を維持してください。
5. 市発注の公共工事で働く建設労働者の賃金が適正に支払われているかを確認するため、発注者（市）が建設労働者の賃金実態を把握するようにしてください。
6. ダンピング受注を排除し、下請の重層化に歯止めをかけてください。
7. 地元事業者の公平な受注環境を整えてください。



閉会中の継続調査事項について

委員会名	調 査 事 項	調査期間
産業建設 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園に関すること。 ・商業の振興に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 厚狭駅前・セメント町地区の活性化について (2) 地元企業、商店の活用、空き店舗対策について (3) 小野田駅前地区の整備促進について (4) プレミアム付商品券及び地域通貨について ・住宅施策に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) ベッドタウンとしてのまちづくりについて ・公共交通に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) デマンド交通システムについて (2) JR美祢線・小野田線の利用促進について ・コンパクトシティ事業に関すること。 ・農林水産業の振興に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 中山間地域の空き家対策について ・観光行政に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 交流、観光施設を利用したまちづくりについて (2) 観光資源の有効利用について ・企業誘致に関すること。 ・中小企業振興に関すること。 ・水道事業の広域化に関すること。 	平成27年9月 定例会前日まで 継続して閉会中 調査する。